

第4章

E U

関税	149
(1) 高関税品目	150
(2) 関税分類問題	150
アンチ・ダンピング	150
AD措置の自動的拡大	156
基準・認証制度	156
(1) 廃電気電子機器指令（WEEE）、電気電子機器中の特定有害物質の使用制限に 関する指令（RoHS）及び電池指令改正案	156
(2) エネルギー使用製品に対するエコデザイン要求設定枠組み指令（EuP）案	157
(3) 化学品規制（REACH）	158
サービス貿易	159
オーディオ・ビジュアル（AV）分野の規制	159
地域統合	161
(1) 譲許税率の引き上げ	161
(2) AD措置の自動的拡大	161
(3) ポーランドの自動車関税引き上げ	162

関 税

(1) 高関税品目

<措置の概要>

非農産品の単純平均譲許税率は3.9%であるが、トラック（最高22%）、乗用車（10%）と、高関税品目もいくつか残されている。また、家電（最高14%）、繊維（最高12%）分野の関税率は他の先進国と比べても高水準であり、輸入製品は国産製品に比べて著しく厳しい競争条件の下に置かれている。

<国際ルール上の問題点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題は生じないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高める観点から、上記のようなタリフピークを解消し、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の削減・撤廃を含む市場アクセスの改善について交渉が行われている。

(2) 関税分類問題

①情報技術協定 (Information Technology Agreement)

情報技術協定 (ITA : Information Technology Agreement) とは、情報関連機器、部品等の関税撤廃を目的として1996年に日米EU等により合意された閣僚宣言 (Ministerial Declaration on Trade in Information Technology Products) を指し、ITA参加国はITA対象製品の関税無税化をGATT第2条に基づく自国譲許表に記載することが求められている。これを受けて、参加国はITA対象製品を譲許表に個別に掲載して無税扱いとする旨を明記しており、これらの製品に対して実際に関税を賦課している場合には、GATT

第2条に基づく譲許違反となる。EUでは、コンピュータ、同関連機器、半導体といったITA対象製品はITAに基づいて無税とされる一方、テレビやビデオといったITA対象外の電機製品に対しては高い関税が課されている。製品の高機能化や技術的融合が進む中、本来ITA対象製品として扱われるべき製品が恣意的な関税分類の変更により課税されるという問題が生じている。ITA参加国であるEUはITA対象製品を無税とする譲許を行っていることから、これらの製品への課税はGATT第2条違反を構成する。

ITAは、IT製品の自由な貿易体制を確保し、IT分野のさらなる技術進歩に貢献してきた。他方、技術進歩の早いIT製品は、その特性上、新機能の付加や機能の向上が頻繁に繰り返される。このため、追加機能や機能向上を理由にITA対象製品をITA対象外とし有税化すると、ITA対象リストの空集合化を招きかねない。このため、ITAの合意時においても、「各国の貿易制度は、IT製品の市場アクセス機会を拡大するように発展すべきである」(ITA宣言パラグラフ1参照)と定め、また、「技術進歩、関税譲許適用の経験、HS分類の変更に鑑み、追加品目を加えるために付表を変更すべきかどうかをコンセンサスで合意し、IT品目の非関税障壁について協議するために、参加国は物品理の下で定期的に会合する」(同附属書パラグラフ3)と規定しているように、当初から技術進歩に対応する必要性は折り込んでいた。

ところが、EUにおいて実際に生じている問題は、技術進歩によって多機能化・高度化した故にITA対象外とされるというものであり、ITAの本来の趣旨やこれまでの成果に逆行しかねないものと懸念される。

こうした問題に対し、2006年12月、甘利経済産業大臣よりマンデルソン欧州委員 (貿易担当) 宛に解決を要請する書簡を発出するとともに、2007年1月には甘利経済産業大臣とマンデルソン委員との会談や、経済産業審議官と欧州委員会貿

易総局長との会談において、本件問題解決へ向けて欧州委員会と協議を行った。その後も我が国とEUはハイレベルでの協議を継続したが、EU側は解決に向けた努力を行わなかったため、EUによるITA製品への課税の動きは、他のITA対象製品及び他の加盟国へ波及する可能性が高いことや、産業界からの強い要望があることから、WTOの紛争解決手続を利用するものとし、2008年5月28日、デジタル多機能複合機、フラット・パネル・ディスプレイ及びセット・トップ・ボックスについて、米国と共同でWTO協議要請を行った。6月12日には、台湾が同様にWTO協議要請を行った。その後、7月にEUとの二国間協議を行ったものの、満足な結果が得られなかった。このため、8月18日には、米国及び台湾と共同でパネル設置要請を行い、9月23日にはパネルが設置された。その後、2009年に二回のパネル会合が開催され、2010年春には報告書が発出される見込みとなっている。以下、個別事例に即して問題を概観する。

(a) デジタル多機能複合機

<措置の概要>

デジタル多機能複合機（MFM）は、プリンター、コピー、スキャナー、ファックス等の機能を複合化し、コンピュータやネットワークにつなげて使用することを前提とした情報機器であり、コンピュータとの接続による出力を主要な機能としている。日本及び米国では、デジタル多機能複合機は、ITA対象製品であるプリンターと同じ8471.60に分類し無税扱いとしている一方、EUはITA対象製品ではない9009.12（アナログ式の複写機）に分類し、6%の関税を賦課してきた。

デジタル多機能複合機の関税分類については、このように国際的なコンセンサスが得られていなかったことから、WCO（世界税関機構）のHS委員会において検討が行われてきた（詳細は後述）。その結果、2007年1月から実施されたHS2007において、デジタル多機能複合機につい

て、独立のコード（HS8443.31）が新設された。

こうしてWCOにおける関税分類の議論には終符が打たれたが、新設された新たなコードがITA対象として無税扱いされるべきものかどうかについては、まだ決着していない。EUは、コピー機能とプリンティング機能を有しているMFMについて、CN8443.31.91として原則6%の課税を行っている。例外として、ファクシミリ機能を有し、1分間に12枚（12ppm）以下の機器に限って関税をゼロとしている。

<国際ルール上の問題点>

EUはITA対象製品であるプリンター（CN）、ファクシミリ（CN8517.21.00）、及びスキャナー（CN8471.60.90）を無税とすることを譲許表に記載しているため、当該製品への課税はGATT第1条違反を構成する。デジタル多機能複合機は、あくまでもITA対象製品である単機能のプリンターやファクシミリ、スキャナーを技術的に融合し高度化した製品にすぎないため、上記の単機能機器と同様にITA対象製品として無税扱いとすべきである。ITAの目的に鑑みれば、ITA対象製品の機能が複合化し、より高度化した製品がITAの対象外と扱われることは、ITの技術進歩を促すどころか却って阻害するとともに、消費者利益を減殺し、産業・社会の発展に悪影響を与えると懸念される。

<最近の動き>

本本製品の関税分類の問題は、1998年にブラジルによるWCOへの問題提起によって議論が始められた。2001年5月にWCO・HS委員会で行われた投票では、HSコード8471（コンピュータの周辺機器）への分類の支持が多数を占めたが、反対国が留保権を行使し議論が継続扱いとなった。2002年11月に行われた2回目の投票では、HSコード9009（アナログ式の複写機）の方が多数となったが、反対国が留保権を行使し議論が再び継続されることとなった。

2003年11月に行われた3回目の投票では、我が国が広範な説得努力を行ったこともあり、結果は同票となった。この結果を受けて、2007年1月1日に発効したHS2007で、独自の関税分類が新設されることになった。

上述のとおり、EUは、HS2007の発効に伴い、コピー機能とプリンティング機能を有しているMFMについて、CN8443.31.91として原則6%の課税を行っている。例外として、ファクシミリ機能を有し、1分間に12枚（12ppm）以下の機器に限って関税をゼロとしている。

(b) フラット・パネル・ディスプレイ

<措置の概要>

2004年にEUは、ディスプレイにコンピュータのデジタルデータを送ることを目的として開発されたコンピュータ用インターフェースの標準規格であるDigital Visual Interface（DVI）端子が付属しているフラット・パネル・ディスプレイ（FPD）モニタの関税分類上の扱いを変更した。従来、ITA対象であるコンピュータの入出力装置（CN8471.60.80：関税率0%）として分類され輸入通関していたが、変更後はDVI端子によってビデオ信号を受けることができることを理由に、ITA対象外であるビデオモニタ（CN8528.21.90：関税率14%）に分類されることとなり、高関税が賦課されるようになった。

<国際ルール上の問題点>

EUはITA対象製品であるFPDを無税とすることを譲許表上で約束している。このため、DVI端子付の当該FPDモニタがITA対象とされているCN8471.60.80に該当する場合には、当該モニタへの課税はGATT第2条違反を構成する。DVI端子付の当該FPDモニタは、その技術・構造の特性から、自動データ処理システムに「専ら又は主として」使用される機器であることから、HS第84類注5（B）（a）に則り、コンピュータの入出力装置（CN8471.60.80）として分類し無税扱い

されるべきである。

世界経済の中で大きな位置を占めるEUが、このように恣意的な関税分類の変更により高関税の賦課を行うことは、積極的に市場アクセス向上を進めるべきというEU本来の立場と相容れないのみならず、事業者の予見可能性を著しく害し、安定的な取引を阻害するものである。

<最近の動き>

EUは、2005年より、ビデオモニタに分類されたコンピュータ用FPDモニタの一部の関税をゼロとする暫定措置をとってきたところ、2009年には、同暫定措置の対象範囲を拡大した。しかしながら、依然として一部モニタは課税対象（14%）となっているうえ、同措置は暫定的なものに留まっている。このため、我が国は、WTO紛争解決パネルに加えて日EU規制改革対話等において、ビデオモニタに分類されたコンピュータ用FPDモニタすべてが恒久的にコンピュータの出力装置（関税0%）に分類されるよう関税分類の見直しを要望している。

(c) セット・トップ・ボックス

<措置の概要>

EU委員会関税総局は、2007年3月、録画機能付きセット・トップ・ボックスは、ハード・ディスク・ドライブを搭載し、テレビ番組の録画が可能であることから、セット・トップ・ボックス（0%）ではなく、ビデオ機器CN8521.90.00（13.9%）に分類されとする注釈（Explanatory Note）を決定した。この内容は、その後、2007年9月にはEU委員会規則（Commission Regulation）として制定されたほか、2008CN（EUの対外実行関税率表）と2008年5月の注釈（Explanatory Notes）にも反映されている。2007年3月の注釈決定後、一部加盟国では、録画機能付きセット・トップ・ボックスの通関の際、13.9%の関税が賦課されるようになった。

＜国際ルール上の問題点＞

EUは自国譲許表において、ITA附属書Bに掲載されているセット・トップ・ボックスに該当する関税分類として、CN8517.50.90, CN8517.80.90, CN8525.20.99をあげ、それぞれについて無税とすることを譲許表中約束している。その後、HS改正により、EU関税表におけるセット・トップ・ボックスの関税番号はHS2007においてCN8428.71.13も付け加わっているため、録画機能付きセット・トップ・ボックスがCN8517.50.90, CN8517.80.90, CN8525.20.99及びCN8428.71.13に該当する場合には、当該セット・トップ・ボックスへの課税はGATT第2条違反を構成する。録画機能付きセット・トップ・ボックスは、ITA附属書Bに“Set top boxes which have a communication function”として記載されている機能をすべて有している。ITA附属書Bは、HSコード上、どこに分類されるかにかかわらず無税とされるべき品目のリストであり、関税分類の如何に関わらず、無税とすべきである。

＜最近の動き＞

2008年5月7日、EU委員会は、CN8528.71.13について、イーサネットモデムのようなモデムや、ハードディスクあるいはDVDドライブを有しないセット・トップ・ボックスを指すものとし、ハードディスクあるいはDVDドライブを有するセット・トップ・ボックスはCN8521.90.00とする旨の注釈を公表した。CN8521.90.00の税率は13.9%であり、この注釈を受け、EU加盟国税関は、録画機能付きセット・トップ・ボックスに対して13.9%の関税を賦課するようになっている。

また、今回のWTOパネルにおける検討の対象とはしていないが、實際上、技術進歩によって多機能化・高度化した故にITA対象外とされてしまい、かかる取扱いはITAの本来の趣旨やこれまでの成果に逆行し、また協定違反の可能性が高い

と考えられる品目として、以下の2品目がある。

（ア）デジタルカメラ

＜措置の概要＞

ITAに基づき、EUを含むITA加盟国は“still image video cameras and other video recorders”（HS8525.40（HS1996））の一部である“digital still image video cameras”（デジタルカメラ）の関税を無税とすることに合意しており、EUも2000年から当該関税をゼロとしている。しかしEUはデジタルカメラの付加的な動画撮影機能に注目して、同機能を有するデジタルカメラの関税分類をデジタルカメラ（CN8525.80.30：関税率0%）からビデオカメラレコーダー（①外部入力による録画ができないタイプ、CN8525.80.91：関税率4.9%、②外部入力による録画ができるタイプ、CN8525.80.99：関税率12.5%）へ変更し、ITA対象外として課税対象とすることを検討していた。なお、WCOはHS6桁までの関税分類の調和を目的としており、HS7桁以下の分類は各国に委ねられているところ、本件については、動画機能付デジタルカメラがHS8525.40（HS1996）に該当することに争いはないため、WCOにおける議論の範疇には入っていない。

＜国際ルール上の問題点＞

EU譲許表において、デジタルカメラは明確にITA対象製品として無税扱いとすることを約束されているため、付加的な機能の追加のみを理由に税率を変更することは、ITAに基づくEUの譲許違反、すなわちGATT第2条違反を構成する可能性が高い。現在、市場で普及しているデジタルカメラは、一部を除き、付加的な機能として動画撮影機能を有している。このため動画撮影機能付デジタルカメラを有税化すると、市場に流通しているデジタルカメラのほとんどがITA対象外とされることが懸念されていた。

＜最近の動き＞

2007年7月、EU関税分類委員会は「ビデオカメラ」(4.9%)と「デジタルカメラ」(0%)を区別するためのEC規則及び注釈を採択した。それによれば、録画される動画の、①画質が×600ピクセル以上、②連続録画時間が30分以上、③23fps(フレーム/秒)以上、という3つの基準をすべて満たす機種のみがビデオカメラとして区分されている。この結果同基準により、従来から「デジタルカメラ」として無税扱いされてきたほとんどの機種は、引き続き「デジタルカメラ」と分類されることとなりビデオカメラとして再分類されることがなくなった。しかしながら、基準策定のプロセスが不透明であったなど、今後課題が残っていることも確かである。

(イ) インクカートリッジ

＜措置の概要＞

欧州司法裁判所は、2002年2月及び2006年10月、ヘッドなしインクカートリッジの関税分類について、コンピュータ出力装置の部分品及び附属品(CN8473.30.90:関税率0%)ではなく、インク(CN3215.90.80:関税率6.5%)に分類されるのが妥当との判決を下した。これにより、EU加盟国税関において、ヘッドなしインクカートリッジがインクに分類され、6.5%の関税が賦課されるようになった。

＜国際ルール上の問題点＞

EUはITA対象製品であるCN8473.30.90を無税とすることを譲許表上で約束している。このため、インクカートリッジがCN8473.30.90に該当する場合には、インクカートリッジへの課税はGATT第2条違反を構成する。インクカートリッジは、単にインクを貯蔵するものではなく、プリンターヘッドへのインク供給やコンピュータへの情報伝達といったプリンターの重要な機能を司るものであり、プリンターにとって紛れもない部分品であるため、ITA対象製品であるCN8473.30.90

として無税扱いすべきである。

このような特性を持つインクカートリッジについて、インクと分類した上で関税を賦課することは、インクカートリッジのみならずプリンターそのものの流通を阻害し、産業・社会に悪影響を与えると懸念される。

＜最近の動き＞

2007年10月、HS2012改正を検討しているWCO関税分類見直し小委員会に、一部加盟国の提案に基づいてWCO事務局より、インクカートリッジ、トナーカートリッジ、熱転写印刷用カートリッジ等の分類を統一するような新しい関税分類を策定することに関する検討ペーパーが提出された。新しい分類の内容によっては、インクカートリッジがITA対象外の製品として位置づけられる可能性があり、我が国からも問題点を指摘したところ、7カ国による非公式ワーキンググループを構成して検討することとなった。しかし、ワーキンググループにおいても統一案の合意に至らず、2008年11月の関税分類見直し小委員会において、現状維持とすることが決定された。

②デジタル・ビデオカメラ(カムコーダ)の関税問題

＜措置の概要＞

EUの関税分類では、内蔵するカメラ部からの信号だけでなく、テレビ等の外部機器からの信号を受信して録画可能なビデオカメラと不可能なビデオカメラを区別しており、それぞれ14%と4.9%という異なる関税率が設定されている。これについてEUは2001年7月、通関時に外部機器からの録画(DV-IN)が制御されている場合であっても、通関後に(ハードウェアの追加・変更等なしに)ソフトウェアの操作のみにより制御を解除できるモデルについては、外部機器からの信号を録画可能なビデオカメラであるとして14%の関税が課されるとの注釈(the 2001 Explanatory Note)を公表した。そのため、DV-IN機能が作

動しないようにソフトウェアで制御しているモデルについては、前の関税率は4.9%とされていたが、新たに関税率14%の製品として扱われることとなった。

更に、一部EU加盟国は、関税率4.9%で通関していた過去3年分の輸入品について、輸入申告が誤りであったとして事後的に関税未納額を徴収している。

<国際ルール上の問題点>

当該製品はITA対象製品に該当しないため、WTO上の譲許の問題ではないが、上記のような不公正な関税分類の変更は事業者の予見可能性を著しく害し、公正な取引を阻害する懸念がある。

<最近の動き>

当該注釈の正当性に関しては、EU加盟各国において複数の民事訴訟が提起されており、とりわけ2007年9月には、欧州司法裁判所（ECJ）が、DV-IN機能の制御をソフトウェアにより解除可能な機種に対する14%の課税を規定した当該注釈を誤りとする判決を下している。同判決は、14%の課税対象となる機器について、DV-IN機能の制御の解除作業が「簡単（simple）」なものであり、かつ取扱説明書にその方法が記載されて

いることが必要とされる等、当該注釈を不当とする従来からの我が国の主張に沿った内容となっている。なお今後、本件に関する他の訴訟においても、原則として本判決に則った判断が下されることが予想される。

アンチ・ダンピング

アンチ・ダンピング（AD）分野は、EUにおいても隠れた保護主義が見られる分野である。EUの現行AD規則は、AD協定を踏まえた改正がなされたものであり、ウルグアイ・ラウンド交渉の成果が見られる。一方、EUの現行規則及び運用では、米国に比べて当局の裁量にゆだねられる部分が大きく、ダンピング・マージンが過剰に算定される可能性がある。

テレビカメラシステムに対するAD措置の撤廃（2007年7月）により、EUの対日AD措置は現在存在しないが、今後とも、AD制度の運用に関し注視していくことが重要である。

AD措置の自動的拡大

（当章地域統合「(2) AD措置の自動的拡大」参照）

参 考

日本製テレビカメラシステムに対するAD措置の撤廃について

2006年5月、欧州委員会は、日本製テレビカメラシステムに関し、従来の課税対象産品を拡充する形で新規調査（Certain Camera Systems）を開始した。当該調査では、従来課税対象となっていた「テレビカメラ」とはEU市場で競合関係になく、かつEU企業が生産・販売を行っていない「カムコーダー」や「ボックスカメラ」（放送業務用）が含まれていた。これら3つの製品は、実際に製品を使用するユーザーから見れば、用途・機能の面から全く異なる製品であり、同一の調査対象産品として扱うことは不適切なものであった。

調査の結果として「カムコーダー」や「ボックスカメラ」がAD課税の対象となる場合には、日本からの輸出に多大な影響が生じるほか、EU企業が代替製品を供給できないため、EU域内の放送関連産業のユーザーにとっても、AD税分のコスト負担を強いることになり多大な経済的影響が及ぶことが懸念された。

本調査に対応した日本企業の精力的な対応の結果、欧州委員会は、適切な調査対象産品の定義を判断するためとして仮決定を行わず、2007年5月には調査が終了することになった。

この間、日本政府からも、日・EU規制改革対話等の協議の場を通じて、本調査の問題点を指摘し調査方法の見直しを要請した。また、甘利経済産業大臣からマンデルソン委員宛に大臣書簡を発出し日本側の意見・要望を伝えた後、同委員から、欧州委員会は仮決定を行わず適切な結論を検討する旨の返書

を接受している。

以上のとおり、2006年5月に開始された調査については終了することになったが、1994年以来、AD課税が行われていたテレビカメラシステムに対する既存措置についても、EU内で見直しが行われ、2007年7月31日に措置撤廃が決定された。

基準・認証制度

(1) 廃電気電子機器指令（WEEE）、電気電子機器中の特定有害物質の使用制限に関する指令（RoHS）及び電池指令改正案

<措置の概要>

2003年2月に発効したEUの廃電気電子機器指令（WEEE）及び電気電子機器中の特定有害物質の使用制限に関する指令（RoHS）は、電気電子機器の廃棄防止や有害物質の使用抑制等を目的に含有成分規制として鉛、水銀、カドミウム等の使用を規制し（Substance Ban）、また、同時にほとんどすべての電気電子機器の回収・リサイクル義務を規定するものである。また、2006年9月に法制化された電池指令案は、EU域内市場で販売されるすべての電池の回収とリサイクルを義務づけるものであり、EU加盟国は2008年9月26日までの国内法制化が必要とされていたが、ベルギー、チェコ、ドイツ、ギリシャ、フランス、キプロス、ルクセンブルク、ポルトガル、スロバキアは導入を終えておらず、欧州委員会に同指令を国内法に導入するための法規を通知していない。同指令では重量比で0.0005%を超える水銀を含有する電池及び蓄電池並びに（コードレス電動工具用電池等を除いて）0.002%を超えるカドミウムを含有する電池及び蓄電池の販売を禁止している。2009年9月26日以降、1次電池、2次電池ともその容量を義務づけていた。しかしながら、2次電池には容量を測定する標準があるが、1次電

池には標準が存在しない。当初、欧州委員会は1次電池の標準の作成を試みたが、現在頓挫している。

<国際ルール上の問題点>

WEEE、RoHSについては、いずれも加盟国によって指令の解釈・適用に違いがある模様であり、その程度によっては生産者は各加盟国ごとの異なる対応のために手続・コストの面で過度な負担が発生し、TBT協定第2.2条（強制規格は正当な目的の達成のために必要以上に貿易制限的であってはならない）の観点から問題となる可能性がある。

電池指令については、対象となる一次電池（アルカリ電池やマンガン電池等の使い捨て電池）及び蓄電池に対してクロスアウト・ダストビンマークの表示を要求するとともに、これらの回収・処理・リサイクルについては、施行前に販売された電池の分も含めて生産者にコスト負担の義務を負わせていることから、生産者にとって過大なコスト増につながりかねずTBT2.2条（強制規格は正当な目的の達成のために必要以上に貿易制限的であってはならない）の観点から問題となる可能性がある。

<最近の動き>

2008年に引き続き、2009年3月及び12月の日EU規制改革対話においても、WEEE指令及びRoHS指令に関してすべてのEU加盟国において統一的な規制の運用と適用が確保されるよう求める要望書を提出している。具体的な事項として

は、WEEE指令については、加盟国によって指令の解釈が異なることにより生じる対象製品範囲の差異の是正を、RoHS指令については、適用除外を廃止する際の十分な移行期間確保及びスペアパーツについての適用除外継続、適合証明の方法についての加盟国の差異を解消するための統一的ガイダンスの策定等を要望している。なお、RoHS指令の適用除外事項の取り扱いについては、技術適用委員会（TAC：Technical Adaptation Committee）で引き続き議論されている。2006年10月14日にEU官報で告示された追加除外9項目については、日本の業界から出された追加除外の要望がすべて反映された形になったが、今後の動向については引き続き注視が必要である。電池指令案については、加盟国は遅くとも2008年9月26日までに同指令を国内法に導入しなくてはならないとされているが、ギリシャのみが導入を終えておらず、欧州委員会に同指令を国内法に導入するための法規を通知していない。

なお、WEEE指令及びRoHS指令は2008年12月に欧州委員会においてそれぞれ新指令案が採択され、2010年5月の欧州議会本会議において審議されることが予定されている。どのような変更がなされるかにつき注視が必要である。

(2) エネルギー使用製品に対するエコデザイン要求設定枠組み指令(EuP)案

<措置の概要>

「エネルギー使用製品に対するエコデザイン要求事項の設定のための枠組みを設けることに関する欧州議会及び理事会指令」(EuP (Energyusing Products) 指令)は、製品・機器の分野に横断的な事項等を定める「枠組み指令」に関するものであり、個別の製品・機器に対する具体的な規制内容は、今後、「実施措置指令」として順次採択されていくこととなる。実施措置指令では、対象となる製品に応じて、①ライフサイクル全体にわたる環境側面について、網羅的なアセスメントの実

施により環境性能向上を図るエコデザイン要求。包括的なエコデザイン要求)、②ライフサイクルの諸段階で特定の環境側面に着目したエコデザイン要求(特定のエコデザイン要求)(例えば、電気製品使用時のエネルギー効率等)の、いずれか又は両方が当該製品に対する具体的な規制内容(エコデザイン要求)として規定される見込みである。

なお、本指令の対象となる「エネルギー使用製品」には、エネルギー(電気、化石燃料(石油・ガス)、再生可能燃料)の投入により機能するあらゆる製品に加え、エネルギー使用製品に組み込まれる部品で、それ自体でも上市され、単独で環境性能が評価できるものも含まれる。但し、自動車を含む陸輸送機器(陸上・海上・航空)は、既存の法令や自主規制で十分取組が進んでいるとの理由により、現時点では対象外となっているが、将来的に当該指令における規制の必要性について検討していくことになっている。

<国際ルール上の問題点>

EuP指令の対象となる個別の製品・機器に対する具体的な規制内容によっては、TBT協定第2.2条(強制規格は正当な目的の達成のために必要以上に貿易制限的であってはならない)の観点から問題となる可能性があるため、実施対策指令の策定にあたって域外事業者の意見も正当に反映されることが明確に担保される必要がある。

<最近の動き>

2008年に引き続き、2009年3月及び12月の日EU規制改革対話において、作業スケジュールの見通し、実施規定・整合規格等の策定の際の透明性確保、整合規格・対象機器の試験方法、製品使用方法に係る国際規格・既存枠組みとの整合性確保等について、要望書を提出した。加盟国は遅くとも2007年8月11日までに同指令を国内法に導入しなくてはならないとされているが、ギリシャのみが導入を終えておらず、欧州委員会に同指令

を国内法に導入するための法規を通知していない。

(3) 化学品規制 (REACH)

<措置の概要>

欧州委員会は、2001年2月、化学物質のリスク評価・管理強化を内容とする「今後の化学品政策の戦略」を発表し、2003年5月には、新たな化学品規制 (REACH: Registration, Evaluation and Authorization of Chemicals) 案を公表した。その後、EU閣僚理事会、欧州議会での審議を経て、2006年12月18日のEU閣僚理事会 (環境相理事会) において最終的に採択され、2007年6月1日から施行された。実質的運用開始に向けて、欧州委員会は、ITシステムの整備、各種ガイダンス文書の整備等について、REACH Implementation Projectsを立ち上げ検討を行い、2008年6月1日から化学物質の予備登録が実施された。6か月間でEU27か国とEEA3か国 (アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー) の企業約6万5,000社が、約15万以上の化学物質をカバーする約275万件の予備登録を行った。ECHA (化学製品庁) は2010年12月1日までに9200の物質が登録されると予想しているが、2009年11月25日現在の登録数は2051に留まっている。

この規制の特徴は、以下のとおりである。

- ①既存化学物質と新規化学物質を同一の枠組みで規制を行い、既に市場に供給されている既存化学物質についても新規化学物質と同様に登録が義務づけられる (年間累計1トン以上の化学物質を欧州域内で製造又は輸入する者が対象)。更に、年間累計10トン以上製造・輸入される化学物質については、化学物質安全性評価書の作成を義務づける。
- ②従来、行政府が担ってきた既存化学物質の安全性評価の責務を、産業界に課す。
- ③一定の要件の下で、成型品 (article) 中に、意図的放出物が含まれる場合は登録を、高懸念物質が含まれる場合には届出が義務づけら

れる。

- ④発がん性などの懸念が極めて高い一定の化学物質については、個々の用途ごとに市場への供給を認可するシステムを導入する (産業界においてリスクが極めて小さいこと等が証明できない限り、市場への供給が禁止される)。

<国際ルール上の問題点>

運用規則の内容が、EU域外企業を域内企業に比して不利に扱うようなものになる場合はTBT協定第2.1条 (内国民待遇)、また、事業者に過度な負担を課すようなものになる場合はTBT協定第2.2条 (強制規格は正当な目的の達成のために必要以上に貿易制限的であってはならない) の観点からそれぞれ問題になる可能性がある。

<最近の動き>

我が国は、2004年1月21日に、欧州委員会からREACH規則案がWTOに通報されて以降、WTO上の懸念事項についてのコメントを欧州委員会に提出するとともに、WTO/TBT委員会、日EU規制改革対話、日EU産業政策・産業協力ダイアログ等あらゆる機会を捉え、同じ物質の登録の際の試験結果に関する過度な負担の回避、成型品中の物質の届出の要件と基準の明確化等、本規則案の修正に向けて、欧州委員会、EU理事会、EU加盟国政府及び欧州議会議員等への働きかけを続けてきた。その結果、2006年12月にEU閣僚理事会 (環境相理事会) で最終採択された案には、一物質一登録の考え方や届出対象物質の明確化 (リスト化) 等が盛り込まれるなど、我が国懸念事項について一定の改善が図られた。

規則の運用については、2008年に引き続き、2009年3月、6月、11月のWTO/TBT委員会、2009年3月及び12月の日EU規制改革対話、日EU環境高級事務レベル会合等の場を通じて、EUに対して、REACH規則の運用の詳細を定めるガイダンス文書作成について進展が遅れていることの懸念を伝えるとともに、作成にあたっては域外

国の企業が不利にならないよう我が国をはじめとする域外国の意見も十分反映すること、域外国企業が登録する際に利用する「唯一の代理人」を質的・量的に十分確保するためのサポート体制の確立に取り組むこと、また、成型品の供給者から消費者への情報提供義務については現実的に対応可能な期間を考慮とすること、更に、SIEF（物質情報交換フォーラム）が活動を開始するに当たっては、域外企業の意見も尊重されるとともに、域外企業が不当に不利益な取り扱いがなされないよう、欧州委員会として十分監視及び監督をすることなどの要望を行った。REACH規則の運用については、域外国に不利な内容とならぬよう、今後引き続き注視する必要がある。

サービス貿易

オーディオ・ビジュアル（AV）分野の規制

<措置の概要>

EUは、域内の文化的価値の保護を目的として、理事会の「国境なきテレビ指令」89.552.EEC（修正指令97.36.EC）により、テレビ放映時間の半分を超える時間を、実行可能な場合にかつ適切な方法で欧州作品のために留保するよう加盟国に求めている（但し、ニュース、スポーツ・イベント、ゲーム、広告、文字多重放送を除く）。この指令に基づき、全加盟国で国内法の整備が終了しており、例えば、フランスでは、テレビで放映される映画は少なくとも60%を欧州制作分としなければならないと規定している（1992年1月18日の政令No.86-1067）。その後、同指令は「視聴覚メディア・サービス指令」として、新たに生まれ変わり、2007年12月19日に発効（下記「参考「視聴覚メディア・サービス指令」概要」参照）。テレビ広告、ビデオ・オン・デマンド等に関する規律が新たに追加されている。

<国際ルール上の問題点>

EUは、AV分野について一切の約束をせず、あわせて最恵国待遇（MFN）例外登録も行っているため、上記措置がWTO協定違反とは言えない。しかしながら、サービス協定はすべてのサービスを対象とするものであり、自由化に向けた取組が望まれる。

なお、MFNは、多角的貿易体制において自由化を実現していく上で最も重要な柱の1つであり、WTO協定における基本原則である。MFN免除措置はその最も重要な原則からの逸脱であるため、その撤廃が望ましく、サービス協定上も、MFN免除は時限的なもので、原則として10年を超えてはならないとしている。この点、EU自身が2009年7月の『オーディオ・ビジュアル政策の外的側面に関するスタッフ・ワーキング文書』と題する文書において、今後WTO加盟を行おうとする国々に対し、EUと文化的な協力関係を構築するために、音響映像サービスの約束を行わず、かつMFN免除登録を促すことを助長するような記載があることはWTOの精神からも看過することは出来ない。

<最近の動き>

上述のとおり、2007年11月、欧州議会において、「テレビ放送活動の遂行に関する一部の加盟国法規のコーディネーションに関する理事会指令89.552.EEC（国境なきテレビ指令）を修正する欧州議会・理事会指令案（視聴覚メディア・サービス指令案）」[COM（2005）646]が採択され、翌12月に発効。加盟国は24か月（2009年12月19日）以内に新指令の国内法への導入を終えなければならない

（参考）2009年12月21日現在の指令の導入状況：

- ・指令を完全に国内法に導入し、欧州委員会に公式に通知した国：3ヶ国
ベルギー、ルーマニア、スロバキア
- ・指令の一部を国内法に導入した旨を欧州委員会に公式に通知した国：4ヶ国

デンマーク、フランス、ルクセンブルク、英国

・指令を部分的に国内法に導入したが、欧州委員会に公式に通知を行っていない国：5ヶ国

オーストリア、ドイツ、マルタ、アイルランド、オランダ

※ハンガリーでは、指令を国内法に導入する法案が議会で否決され、国内法への導入手続きがストップしている。その他の国々では、法案の審議が議会で行われている、あるいは法案の公聴が行われている。

他方で、EU側自身も2008年5月19日、カンヌ映画祭のEurope Dayで「カンヌ宣言2008」という形で、現在の欧州による音響映像産業のイニシアティブは、音響映像市場の国際化の進展という状況に対応し、その好機を活用するためのものと

言えず、域外国との協力を強化することの有用性を認めている。さらに、同宣言では『「視聴覚メディア・サービス指令」の中の欧州作品の定義の1つである『欧州共同体と域外国との間に締結されたオーディオ・ビジュアル部門の協定の枠内で共同制作された作品』という定義によって提供される可能性に留意する」という形で、共同制作という協力形態を前提としつつも、一定の外国音響映像産業の参入を与える余地を認めている点は注目に値する。

EUにおける文化保護政策は引き続き厳しく行われているところ、我が国はWTOサービス交渉において、EUに自由化約束向上を行うよう求めている。

参考 「視聴覚メディア・サービス指令」概要

指令は、視聴覚メディア・サービスの概念の定義にあたり、視聴者にコンテンツを「送り出す」形となる“linear services”であるテレビ放送と、視聴者がネットワークから「引き出す」形となるビデオ・オン・デマンド（VOD）のようなオン・デマンド・サービス（“non-linear services”）を区別している。“non-linear services”には、最低限の共通規則のみが適用され、広告の量的制限のような規則はテレビ放送にしか適用されない。

また、加盟国の権限を明確にするため、サービス提供者には「原産国の原則（principle of country-of-origin）」が適用される。但し、加盟国Aに存在するサービスの提供者が、完全にあるいは主に加盟国Bに向けてテレビ放送を行う場合、加盟国Bがこのサービス提供者に対し何らかの措置を採ることを許可するメカニズムを設置することで合意が形成された。

Product placement（映画やテレビ番組などのコンテンツ中に特定の製品を登場させることにより広告を行う手法）に関しては、「視聴覚メディア・サービス指令」の国内法への導入期間中は許可されるが、それ以降は禁止するとの原則が盛り込まれ

た。但し、映画やスポーツ番組、連続ドラマなど一部のプログラムに関しては、条件付きで例外措置が適用される。ニュース番組、子供向けの番組、ドキュメンタリー番組でのProduct placementは禁止される。番組の中でProduct placementが行われる場合は、番組の始めと終わり及びCMの後に、Product placementが行われていることを明示しなくてはならない。広告の挿入時間は、1時間あたり12分を上限とする（20%ルール）。

広告の挿入間隔は、映画やニュース番組の場合、30分に1回とする。子供向けの番組の場合、番組が30分を超えるものでない限り、広告を挿入することはできない。タバコや処方箋の必要な薬のCMは禁止される。また、欧州委員会及び加盟国は、脂肪、塩分、糖分の多い食品（ジャンク・フード）の消費を子供に促すような広告を回避するための倫理綱領の策定を視聴覚サービスの提供者に奨励する。

欧州製の番組の放映の促進に関する規定は維持される。オン・デマンド・サービスに関しても、サービス提供者には、欧州製の作品の制作、欧州製の作品へのアクセスを奨励することが義務づけられる。

地域統合

(1) 譲許税率の引き上げ

<措置の概要>

2007年1月1日、新たにブルガリア及びルーマニアがEUに加盟した。1973年より累次行われてきたEU拡大の場合と同様、今回も新規加盟国の関税がEUの共通関税に置き換えられたため、一部品目について関税（譲許税率）が引き上げられる結果となった。GATT第28条1項の定めによれば、事前に関係国と交渉し、かつ合意することにより、譲許税率を引き上げることができるものとされているが、EUは我が国をはじめとする関係国と交渉を終了させることなく、新規加盟国における関税の引き上げがなされた。なお、2004年5月の新規10か国加盟によるEU拡大時にも、我が国はEU拡大前の交渉妥結を目指し、EUに対して働きかけを行ったものの、EUは我が国を含む関係国と何ら事前の交渉を行うことなく新規加盟国における関税の引き上げがなされ、我が国との交渉を経て合意された補償措置が施行されるまでにはEU拡大後約1年8か月を要し、その間、対EU輸出企業の一部は一方的に引き上げられた関税を徴収される損害を被る結果となった。

<国際ルール上の問題点>

EU拡大に伴う一方的な関税の引き上げは、譲許税率を引き上げる場合にGATT第28条に定める手続により補償的調整を義務づけているGATT第24条第6項に整合的でない。

<最近の動き>

2006年12月21日、我が国はEUに対し、ブルガリア及びルーマニアのEU加盟に伴うGATT第24条6項交渉開始の意図がある旨書面にて申し入れ、EUとの間で本件について2度の協議を行った。我が国は、税率の引き上げによる損害を累積したものが損害額であると主張しているが、EU

側は、一方の新規加盟国で税率が引き上げられる場合も、他方の国で税率が引き下げられる場合はその利益も考慮すべき、すると損害はわずかであって、補償は不要という主張を繰り返している。

現在、クロアチア及びトルコがEUへの加盟交渉を行っており、また、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国も加盟候補国に認定されているところ、我が国としては、GATT第24条6項及び第28条との整合性を確保するよう、EUと協議を継続し、働きかけを行っていく必要がある。

(2) AD措置の自動的拡大

EUは、2004年5月及び2007年1月の加盟国拡大に伴い、既存のEU加盟国への輸入に対して適用しているAD措置を、新規加盟国（10か国、2か国）への輸入に対しても自動的に適用した。しかしながら、新規加盟国においてAD調査を行うことなく、自動的にAD措置を拡大することは、AD協定に不整合であると考え（但し、2007年7月に、日本製テレビカメラシステムに対するAD措置撤廃をもって、EUにおける対日AD措置はすべて終了）。

(3) ポーランドの自動車関税引き上げ

<措置の概要>

ポーランドは、EU-ポーランド連合協定の暫定協定発効（1992年3月）の2か月前に、自動車の輸入関税（非譲許）を15%から35%に引き上げた。係る措置によりEU域外産自動車については35%の関税を一律に賦課することとした一方で、EU域内産自動車に対しては、上記協定の適用により、段階的な関税引き下げ（1994年以降段階的引き下げ、1998年20%、1999年15%、2002年に0%）及び約3万台の輸入無税枠を設定（1993年1月導入、毎年枠を拡大）した。

<国際ルール上の問題点>

このように暫定協定締結時に近接して関税が引

き上げられたことは、GATT第24条5項、「関税は自由貿易協定締結の前より高度になってはならない」の規定に違反する疑いがある。本暫定協定発効の時点では関税は既に引き上げられていることから、GATT第24条5項（b）の規定には違反しないと主張も理解できるが、本件関税引き上げが本暫定協定の署名（1991年12月）後に行われていることから見て本件関税引き上げは本暫定協定締結に伴ったものであると捉えるほうが自然であると考えられる。なお、本問題については、1994年11月のGATT理事会において、インドがパネルの設置を要求し、同理事会においてパネルが設置された。更に、1995年9月、インドはWTOの下で改めてポーランドに対してGATT第23条に基づく協議要請を行った（DS19）。その後、1996年8月、両国から相互に満足 of いく解決（ポーランドがGSP適用対象国向けに優遇税率による特別枠を設定）が得られた旨の通報があった。

<最近の動き>

我が国はポーランド政府に対して、日本産自動車とEU域内産自動車との関税格差が拡大し35%となっている状況は問題であり、今後の日－ポ間の貿易、投資をはじめとした経済交流促進のためには、ポーランド側の努力により、早期に本問題を解決させる必要がある旨主張してきたが、結局改善が見られぬまま、2004年5月にポーランドのEU加盟に伴い、EUの対外共通関税が適用されることとなった。2007年1月にはブルガリア、ルーマニアが新たにEUに加盟し、現在はクロアチア及びトルコとの加盟交渉が行われているが、同様に対外的障壁が不必要に高まることのないよう、今後も注視していく必要がある。